

(様式第6-8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成27年10月2日
毛呂山町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			滝ノ入	無	平成27～31年度	滝ノ入集落協定
	○			阿諏訪	無	平成27～31年度	阿諏訪集落協定
	○			大谷木	無	平成27～31年度	大谷木集落協定
	○			葛貫	無	平成27～31年度	葛貫集落協定
○				箕和田	無	平成27～31年度	箕和田耕地の会
○				西戸	無	平成27～31年度	西戸耕地資源保全会
○				前久保	無	平成27～31年度	前久保耕地保全会

(様式第 1 - 5 号)

毛産発第 号
平成 27 年 10 月 日

前久保耕地保全会
代表 栗原 健一 様

毛呂山町長 井上 健次

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

平成 27 年 9 月 15 日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき認定する。

(様式第 1 - 5 号)

毛産発第 号
平成 27 年 10 月 日

西戸耕地資源保全会
代表 浅見 秀治 様

毛呂山町長 井上 健次

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

平成 27 年 9 月 15 日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき認定する。